

所持免許状を基礎にして、  
基礎資格と修得単位で特別支援  
学校教諭免許状を取得する場合  
又は新たな教育領域の追加を受  
ける場合

<目次>

I 共通事項

1	概要	-----	1
2	特別支援学校教諭免許状について	-----	1
	～領域追加 よくある御質問～	-----	3
3	基礎資格	-----	4
4	単位の修得（その1：概要）	-----	4
5	単位の修得（その2：新たに特別支援学校教諭免許状を取得する場合）	-----	5
	～特支専修免許状 よくある御質問～	-----	11
6	単位の修得（その3：特別支援学校教諭免許状に領域追加を受ける場合）	-----	12

## 第7章 大学等で基礎資格と必要単位を修得して特別支援学校教諭免許状を取得する場合又は新たな教育領域の追加を受ける場合

### 1 概要

この御案内は、次表の左欄の区分（いずれも教員としての在職年数を使わない場合）についてのもので、免許状の取得等は授与によります。

〔（注）教員としての在職年数を使った特別支援学校教諭免許状の取得又は新たな教育領域の追加については、第8章を御覧ください。〕

なお、神奈川県教育委員会に申請ができるのは、次表の右欄の方となります。

区分（根拠法令）	神奈川県教育委員会に申請ができる方
大学等で基礎資格（⇒3参照）と必要単位（⇒4・5参照）を修得して <u>特別支援学校教諭免許状</u> を取得（法第5条、 <u>法別表第1</u> を根拠とする授与）。	神奈川県内にお住まいの方又は神奈川県内の学校に教員として勤務する方
大学等で必要単位（⇒4・6参照）を修得して特別支援学校教諭免許状に新たな教育領域の追加の定めをする（以下「 <u>領域追加を受ける</u> 」という。）（法第5条の2、規則第7条第3項を根拠とする授与）	<u>神奈川県教育委員会が発行した特別支援学校教諭免許状（専修・一種・二種）を所持する方</u> （注）

（注）他の都道府県教育委員会が発行した特別支援学校教諭免許状（盲、聾、養護学校教諭免許状を含む。）（専修・一種・二種）に領域追加をする場合は、当該都道府県教育委員会に領域追加の申請をしてください。

（注）この資料では法令を略称で表示します。

略称	法令名	備考
法	教育職員免許法	
規則	教育職員免許法施行規則	文部省令
細則	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則	神奈川県教育委員会規則

### 2 特別支援学校教諭免許状について

#### (1) 特別支援教育領域

特別支援学校教諭免許状には5つの特別支援教育領域（以下「教育領域」という。）を定めることができます。教育領域は、中学校又は高等学校教諭免許状における教科制とは異なり、複数の障害種に対応できるよう1つの免許状に1つ又は複数の教育領域が定められます。

教育領域	この資料での略称	
視覚障害者に関する教育領域	視覚領域	5領域
聴覚障害者に関する教育領域	聴覚領域	
知的障害者に関する教育領域	知的領域	
肢体不自由者に関する教育領域	肢体領域	
病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域	病弱領域	

## (2) 領域追加

特別支援学校教諭免許状を取得した後に、新たな教育領域の単位を修得し、所要資格を得た場合には、当該免許状の授与権者に申請することにより、既に所持する特別支援学校教諭免許状に領域追加を受けることができます。

## (3) 平成 19 年 3 月 31 日以前に授与を受けた盲・聾・養護学校教諭免許状について

盲・聾・養護学校教諭免許状は、次の教育領域を定めた特別支援学校教諭免許状の授与を受けたものとみなされます。

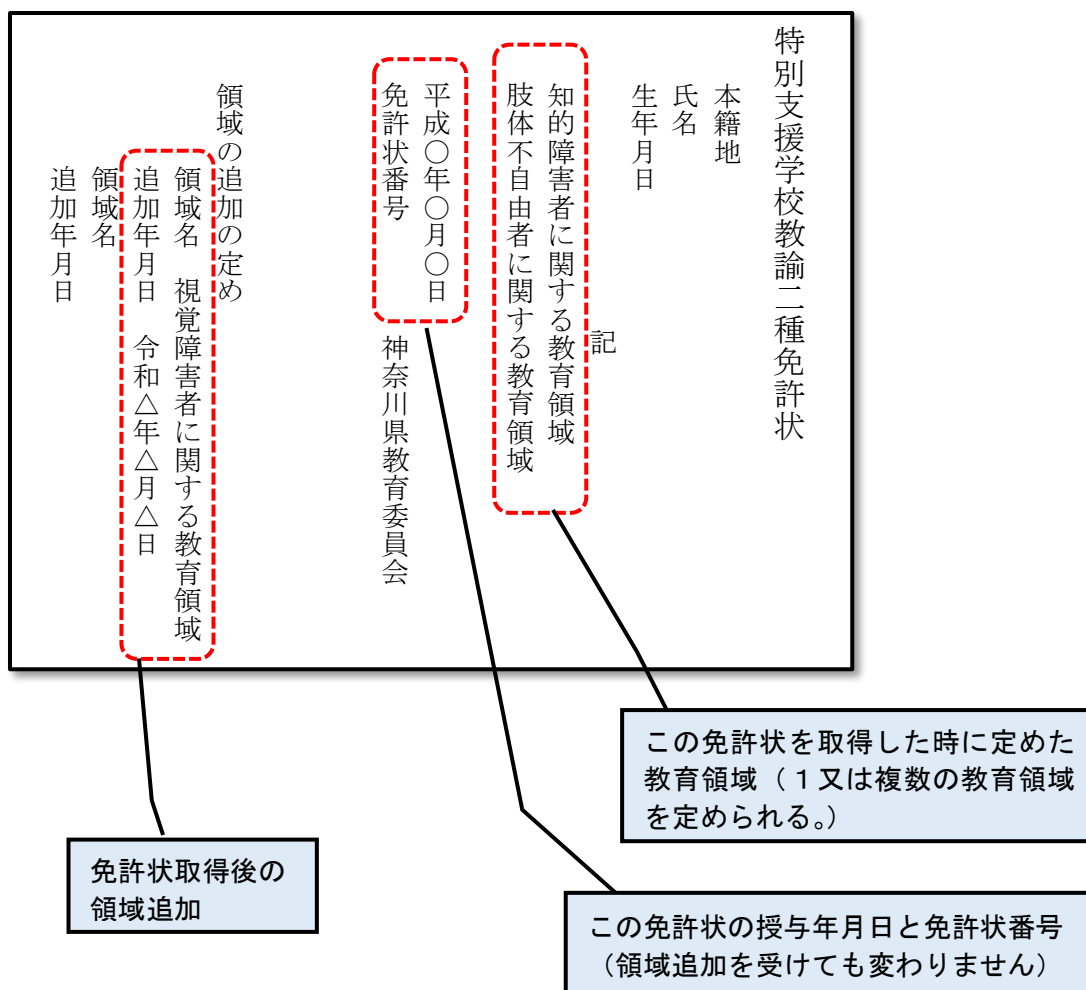
授与を受けた免許状	授与を受けたとみなされる特別支援学校教諭免許状の教育領域
盲学校教諭免許状	視覚領域
聾学校教諭免許状	聴覚領域
養護学校教諭免許状	知的領域、肢体領域及び病弱領域

(例) 盲学校教諭一種免許状 → 特別支援学校教諭一種免許状 (視覚領域)

養護学校教諭二種免許状 → 特別支援学校教諭二種免許状 (知的領域・肢体領域・病弱領域)

## (例) 特別支援学校教諭免許状のイメージ

(免許状取得時には知的領域と肢体領域を定め、その後、視覚領域の追加を受けた場合)



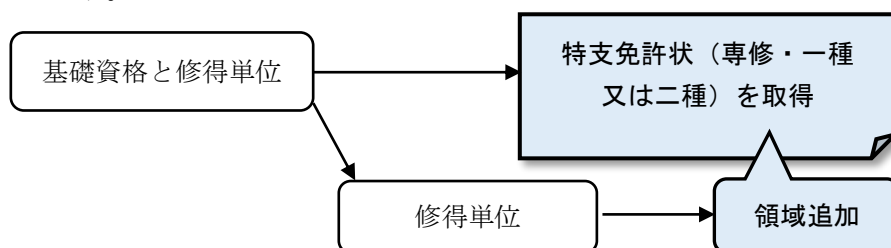
～ 領域追加 よくある御質問 ～

Q 特別支援学校教諭免許状に領域追加を受けるにはどのような手続が必要ですか？

A 所定の要件を満たした上で、既に所持する特別支援学校教諭免許状（盲、聾、養護学校教諭免許状を含む。）を発行した都道府県教育委員会に対して領域追加の申請を行います。

〔（例）特別支援学校教諭二種免許状〔視覚領域〕を東京都教育委員会から授与され、当該免許状に知的領域を追加する場合は、東京都教育委員会に申請します。〕

申請の際は、既に所持する特別支援学校教諭免許状を授与権者に送付し、手続完了後に、領域追加を受けた免許状（元の免許状と同一の免許状番号で新たな用紙に印刷したもの）が交付されます。



Q 旧制度で盲学校教諭二種免許状を取得しました。知的領域の単位を修得し、所定の在職年数を満たす場合、盲学校教諭二種免許状のほかに、特別支援学校教諭二種免許状〔知的領域〕を取得できるのでしょうか？

A 旧制度で盲学校、聾学校又は養護学校教諭二種（一種・専修）免許状を取得している方は、新たに特別支援学校教諭免許状二種（一種・専修）免許状を取得することはできず、特別支援学校教諭二種（一種・専修）免許状に領域追加を受けることとなります。

この場合、既に所持する盲学校教諭二種免許状を授与権者に送付し、手続完了後に、領域追加を受けた特別支援学校教諭二種免許状〔視覚領域・知的領域〕（所持していた盲学校教諭二種免許状と同一の免許状番号で新たな用紙に印刷したもの）が交付されます。

Q 領域追加を受ける免許状の根拠規定が法別表第1（基礎資格と修得単位等により免許取得。在職年数は使わない）の場合に、在職年数を使って領域追加を受けることが可能ですか？

A 可能です。領域の追加を受ける場合、次のようになります。

	在職年数	所定の在職年数 がない場合 （規則第7条第3項）	所定の在職年数 がある場合 （規則第7条第5項）
領域の追加を 受ける免許状の根拠規定			
法別表第1（基礎資格と修得単位が必要）		○	○
法別表第7（在職年数と修得単位が必要）		○	○

### 3 基礎資格

法別表第1を根拠として免許状を取得する際は、次表の基礎資格（又は基礎資格の\*と同等と認められるもの）が必要です。必要単位を修得しても基礎資格を有していないと免許状を取得することができません。

基礎資格の学位は、認定課程を有する大学のほか、認定課程を有しない大学等でも取得できます。

免許状の種類	基礎資格	基礎資格の*と同等と認められるもの
専修免許状	修士の学位を有すること（*）及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること	大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合。 <u>※教職修士（専門職）はこちらに該当（法別表第1表備考第2号）</u>
一種免許状	学士の学位を有すること（*）及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること	文部科学大臣が学士の学位と同等以上の資格を有すると認めた場合（学校教育法第102条第2項の規定により飛び入学で大学院への入学を認められた場合）（注）（法別表第1備考第2号の2、規則第66条の4）
二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること	

（注）基礎資格の証明は「大学に3年間在籍した証明書」と「大学院入学許可証」が必要。

### 4 単位の修得（その1：概要）

#### (1) 単位の修得機関

P. 1の「概要」の表にある区分で特別支援学校教諭免許状を取得又は領域追加を受ける場合（いずれも教員としての在職年数を使わない場合）は、文部科学大臣が認定した教職課程（認定課程）を有する大学等で単位を修得します。認定講習や放送大学の単位を含めることはできません。

取得しようとする免許状に対応した認定課程を有する大学等でないと、その免許状を取得するための単位とすることができません。

※ 専修免許状の授与を受ける場合の教育領域は、P. 11を御参照ください。

取得しようとする免許状		単位の修得機関
専修免許状	必要単位から一種免許状にかかる単位を差し引いた単位（24単位）	✓ 大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程
	必要単位のうち一種免許状にかかる単位	✓ 大学の課程
一種免許状		✓ 短期大学の専攻科の課程
二種免許状		✓ 短期大学以上の課程

#### (2) 単位の修得時期

単位の修得時期は問いません。

（例）専修免許状を取得する場合に、大学院の課程での24単位と、大学の課程での一種免許状にかかる単位は、どちらを先に修得しても結構です。

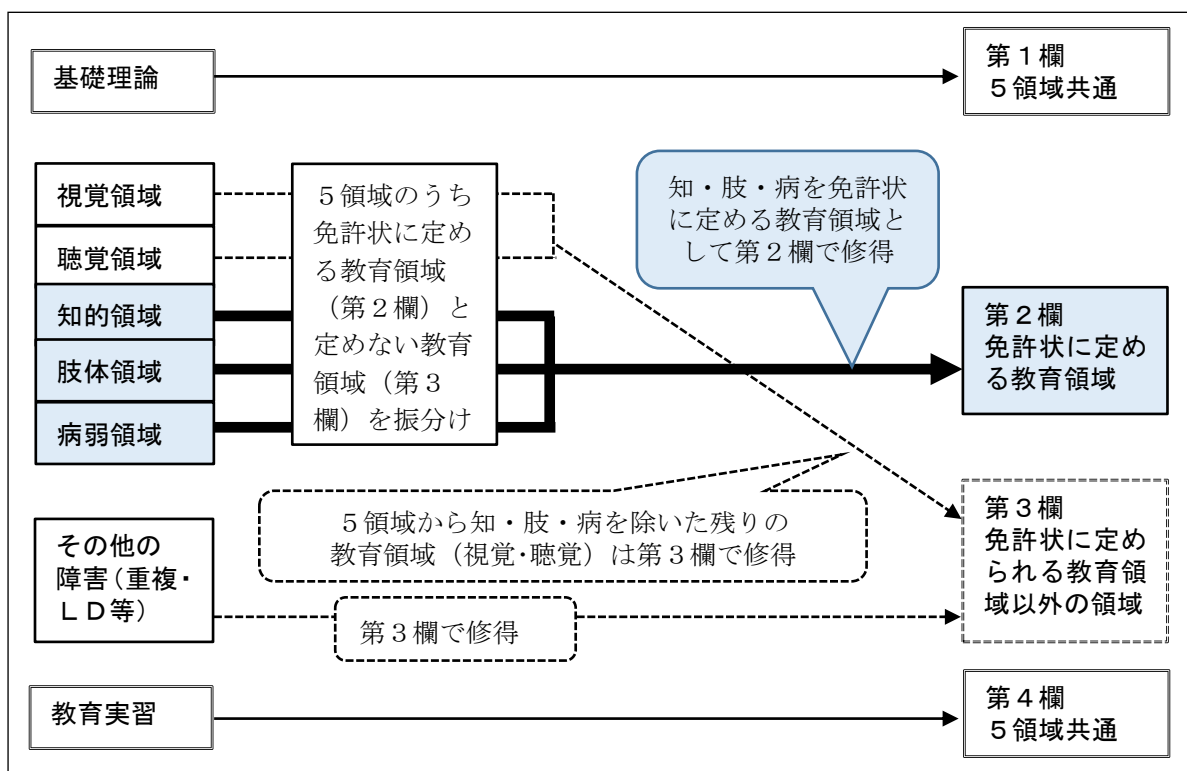
## 5 単位の修得（その2：新たに特別支援学校教諭免許状を取得する場合）

【根拠規定：法別表第1、規則第7条第1項及び第2項】

### (1) 総合性と専門性

単位の修得に当たっては、複数の障害種別に対応できる幅広い知識（総合性）と特定の障害に係る専門的な知識理解（専門性）の双方を担保するため、「取得しようとする免許状に定められる教育領域」のほか、「免許状に定められることとなる教育領域以外の全ての教育領域」についても単位を修得することとされています。

(参考) P. 6の表の第1欄～第4欄の関係と修得すべき各教育領域  
：知的領域・肢体領域・病弱領域を定めようとする場合の例



第2欄及び第3欄では、各教育領域に「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」（心理等）と、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」（教育課程等）があります。1つの教育領域を充足するためには、心理等と教育課程等の両方について必要単位を修得する必要があります。

また、第2欄及び第3欄の特別支援教育の科目の単位には、「中心となる領域」と「含む領域」が設定されています。第2欄における免許状に定めることとする領域については、「中心となる領域」として修得する必要があります。

	中心となる領域	含む領域
第2欄	免許状に定めることができます。	免許状に定めることができません。
第3欄	免許状に定めることができません（第3欄の単位として活用できます）。	第3欄においては、修得した領域として活用できます。

## (2) 必要単位数①

(注) 次表では次のとおり略称を用いています。

- ・「心理等」：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
- ・「教育課程等」：心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目		二種		一種		専修
<b>【第1欄】</b> 特別支援教育の基礎理論に関する科目			2		2		一 種 と 同 じ
<b>【第2欄】</b> 特別支援教育領域に関する科目	視覚領域 又は聴覚領域	心理等	1	4	1	8	
		教育課程等	1		2		
	知的領域、 肢体領域 又は病弱領域	心理等	1	2	1	4	
		教育課程等	1		2		
合計単位数		8		16			
<b>【第3欄】</b> 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	免許状に定める以外の全ての領域	心理等	3		5		
教育課程等							
<b>【第4欄】</b> 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習			3		3		
上記の他、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目			/		/		24
合計			16		26		50

### <留意事項>

この表は、平成19年4月1日以降に大学等に入学した者に適用されます。

平成19年4月1日に旧法の認定課程を有する大学等に（継続して）在学している者で、当該大学等を卒業するまでに、盲・聾・養護学校の旧免許法別表第1の第3欄に定める特殊教育に関する科目の最低単位数を修得したものは、それぞれ同項の表の下欄に掲げる新免許状の授与を受けるために必要とされる特別支援教育科目の最低単位数を修得したものとみなします。（平成18年改正法附則第7条）

⇒ 平成19年3月31日前から間をおかず在学（在籍）状態にあれば、同年4月1日以後の聴講又は科目等履修の単位を含んでも旧法基準適用可。

### 【第1欄の科目】

特別支援学校の教育に係る、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」並びに「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項」を含むものとします。（規則第7条第1項の表備考1）

## 【第2欄の科目】

特別支援教育領域のうち、1又は2以上の教育領域（授与を受けようとする免許状に定めることとなる教育領域）について、それぞれの教育領域につき所定の単位（注1・注2）を含み、かつ、第2欄の合計として16単位（二種は8単位）を修得します。（規則第7条第1項の表備考2）第2欄における各教育領域の単位は、中心となる領域として修得した単位が有効です。第2欄の単位は、（注1・注2）の単位を含んでいれば、合計16（8）単位の残りの単位は、免許状に定める領域以外の領域に関するもの（第2欄の科目として認定されているものに限る。）を充てることもできます。

教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとします。（規則第7条第1項の表備考3）

知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとします。（規則第7条第1項の表備考4）

なお、この資料の方法（大学等で基礎資格と必要単位を修得）で特別支援学校教諭免許状を取得する場合は、第2欄として修得した単位を第3欄の単位とすることや、第3欄の科目として修得した単位を第2欄の単位とすることはできません。

### （注1）視覚領域又は聴覚領域を定める免許状を取得する場合

1教育領域について「心理等1単位以上・教育課程等2単位（二種は1単位）以上を含んで8単位（二種は4単位）以上」を修得します。

#### （例）視覚領域と聴覚領域の2領域を取得する場合

	二種		一種	
	視覚領域	聴覚領域	視覚領域	聴覚領域
心理等	1	1	1	1
教育課程等	1	1	2	2
心理等、教育課程等、心理等及び教育課程等のいずれか	2	2	5	5
領域の合計	4	4	8	8
第2欄の合計	8		16	

### （注2）知的領域、肢体領域又は病弱領域を定める免許状を取得する場合

1教育領域について「心理等1単位以上・教育課程等2単位（二種は1単位）以上を含んで4単位（二種は2単位）以上」を修得します。

#### （例）知的領域、肢体領域及び病弱領域の3領域を取得する場合

	二種				一種			
	知的領域	肢体領域	病弱領域	い5領域のいずれか	知的領域	肢体領域	病弱領域	い5領域のいずれか
心理等	1	1	1		1	1	1	
教育課程等	1	1	1		2	2	2	
心理等、教育課程等、心理等及び教育課程等のいずれか				2	1	1	1	4
領域の合計	2	2	2	2	4	4	4	4
第2欄の合計	8				16			



### 【第3欄の科目】

第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとします。（規則第7条第1項の表備考5）

第3欄における各教育領域については、含む領域として修得したものも有効です。

### 【第4欄の科目】

特別支援学校の教員（養護教諭及び栄養教諭は含みません。）として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第1欄から第3欄の科目に関する単位をもってこれに替えることができます

（※）。（規則第7条第1項の表備考6）

※ 経験年数1年につき1単位を、教育実習以外の教職に関する科目の単位を充当することになりますので、教育実習以外の教職に関する科目の単位について 最低修得単位数以上の単位がないと充当できません。

### 【その他】

専修免許状を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位には、上記第1欄から第4欄までのほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができます。（規則第7条第2項）

(3) 必要単位数②（既に所持している二種免許状があり、単位差を利用して同じ領域の一種免許状を取得する場合）

既に取得している二種免許状がある者が一種免許状を取得する場合、二種と一種の差の単位を利用して免許状を取得することができます。（規則第10条の2第1項）

なお、単位差（必要単位）の必要単位数までは、指定大学（注1）が加える科目をもって充てることができます。（規則第7条第3項）

（注1）指定大学とは、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が指定した大学（いわゆる「教員養成フラッグシップ大学」。令和4年4月から取組開始）のことで、東京学芸大学、福井大学、大阪教育大学、兵庫教育大学の4大学が指定されています。

（注2）表の略称（「心理等」、「教育課程等」）の説明は、P. 6の(2)を参照。

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目		二種		一種		単位差 (必要単位)	
<b>【第1欄】</b> 特別支援教育の基礎理論に関する科目			2		2		0	
<b>【第2欄】</b> 特別支援教育領域に関する科目	視覚領域 又は聴覚領域	心理等	1	4	1	8	0	4
		教育課程等	1		2		1	
	知的領域、 肢体領域 又は病弱領域	心理等	1	2	1	4	0	2
		教育課程等	1		2		1	
合計単位数		8		16		8		
<b>【第3欄】</b> 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	免許状に定める以外の全ての領域	心理等	3		5		2	
	教育課程等							
<b>【第4欄】</b> 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習			3		3		0	
合計			16		26		10	

<留意事項>

**【第2欄の科目】**

単位差を利用して免許状を取得する場合、第2欄の各領域の単位として次の単位を修得し（注1・注2）、かつ、第2欄の合計単位数として8単位以上を修得します。

（注1）視覚領域又は聴覚領域についての二種免許状を所持している場合

1 教育領域について「教育課程等1単位以上を含めて4単位以上」を修得します。

（注2）知的領域、肢体領域又は病弱領域についての二種免許状を所持している場合

1 教育領域について「教育課程等1単位以上を含めて2単位以上」を修得します。

**【第3欄の科目】**

単位差を利用して免許状を取得する場合、二種免許状を取得する際に第3欄の所定の要件を満たしているので、第3欄の単位差（必要単位）の2単位は、取得しようとする一種免許状の第3欄としてカウントできるものであれば事項は問いません。

**(4) 必要単位数③（既に所持している一種免許状があり、単位差を利用して専修免許状を取得する場合）**

既に取得している一種免許状がある者が専修免許状を取得する場合、一種と専修の差の単位を利用して免許状を取得することができます。（規則第10条の2第1項）

なお、単位差（必要単位）の単位数までは、指定大学（注1）が加える科目をもって充てることができます。（規則第7条第3項）

（注1）指定大学とは、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が指定した大学（いわゆる「教員養成フラッグシップ大学」。令和4年4月から取組開始）のことで、東京学芸大学、福井大学、大阪教育大学、兵庫教育大学の4大学が指定されています。

（注2）表の略称（「心理等」、「教育課程等」）の説明は、(1)を参照。

特別支援教育に関する科目	一種	専修	単位差 (必要単位)
<b>【第1欄】</b> 特別支援教育の基礎理論に関する科目	（略） P. 6 参照	一 種 と 同 じ	0
<b>【第2欄】</b> 特別支援教育領域に関する科目			
<b>【第3欄】</b> 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目			
<b>【第4欄】</b> 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習			
上記の他、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目		24	24（注3）
合計	26	50	24

**（注3）特支一種免許状を有する者が、特支専修免許状の授与を受ける場合**

第1欄から第4欄の単位数（規則第7条第1項の表に定める単位数）は、専修免許状に係る単位数と一種免許状に係る単位数で差がないため、専修免許状に必要な24単位は、特支専修免許状の認定を受けている大学院の課程又は大学専攻科の課程（一種免許状に定めている領域の一部であり、かつ、取得しようとする領域についての認定を受けているもの）で修得したものであれば、どのような単位でもよいこととなります。

～ 特支専修免許状 よくある御質問 ～

Q 2領域が定められた特支一種免許状を取得した者が、どちらか一方の領域に関する課程の認定しか受けていない大学院に入学した場合、当該1領域についてのみしか特支専修免許状を取得できないのでしょうか？

A この場合でも、2領域を定めた特支専修免許状を取得することができます。例えば、一種免許状に（A・B）の2領域を定めている場合、大学院においてAの領域に係る内容だけで24単位修得したとしても、専修免許状には（A・B）の2領域が定められることになります。

Q 特支一種免許状（知的領域、肢体領域、病弱領域）を取得した者が、特支専修免許状（視覚領域、聴覚領域）の課程の認定を受けている大学院に入学した場合に、特支専修免許状を取得できますか？

A この場合は、特支専修免許状は取得できません（所持する特支一種免許状の教育領域と、特支専修免許状の課程の認定を受けている教育領域が一致しないため）。

【特支専修免許状の教育領域（まとめ）】

①と②が一部でも一致すれば、③は「①の領域全て」について定めることができます。

所持する特支一種 免許状の領域 ①	特支専修免許状の次の 課程認定のある大学院 で24単位を修得 ②	取得できる特支専修 免許状の領域 ③
A・B	A・C・D	A・B
A・B・C	D・E	なし
A・B・C・D	D・E	A・B・C・D

Q 特支一種免許状（聴覚領域、知的領域、肢体領域、病弱領域）を取得した後に、特支専修免許状（聴覚領域）の課程の認定を受けている大学院で特支専修免許状（聴覚領域）用の24単位を修得し、特支専修免許状（聴覚領域、知的領域、肢体領域、病弱領域）を取得しました。その後、特支一種免許状（視覚領域）の領域追加に必要な単位を修得した場合、特支専修免許状、特支一種免許状のどちらに領域追加をすることになりますか？

A この場合は、視覚領域を特支一種免許状に追加しなくても、特支専修免許状に直接追加することが可能です。

6 単位の修得（その3：特別支援学校教諭免許状に領域追加を受ける場合）

【根拠規定：法第5条の2第3項、規則第7条第3項】

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目		二種		一種		専修
【第2欄】特別支援教育領域に関する科目	視覚領域	心理等	1	4	1	8	一種と同じ
		又は聴覚領域	教育課程等		1		
	知的領域、 肢体領域又は 病弱領域	心理等	1	2	1	4	
		教育課程等	1		2		
【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	免許状に定める以外の全ての領域	心理等	追加元の免許状の根拠規定により次の単位数が必要		追加元の免許状の根拠規定により次の単位数が必要		
		教育課程等	別表第1 別表第7	3単位 2単位	別表第1 別表第7	5単位 2単位	

【第2欄の科目】

第2欄の合計単位数以外の説明は、5(2)に準じます（→P.7）。

免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、第2欄として修得する単位数に替えることができます（規則第7条第4項）。

（例）特別支援学校教諭一種免許状（知的領域・肢体領域・病弱領域）に視覚領域を追加する場合

第1欄	2単位	第1欄	2単位
第2欄	16単位	第2欄	16単位
	知 6単位 肢 6単位 病 4単位		知 6単位 肢 6単位 病 4単位 視 7単位 + <b>1単位</b>
第3欄	5単位	第3欄	5単位
	視 <b>1単位</b> ※ 聴 1単位 重複・LD 3単位		視 0単位 聴 1単位 重複・LD 3単位
第4欄	3単位	第4欄	3単位

← 視 7単位を新たに修得

← 領域追加に使用

← 第3欄の単位数が1単位不足するので新たに聴1単位の修得が必要

※ 第3欄の科目で中心領域が視覚領域

なお、特支一種免許状に領域追加を受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合（所要資格を得ている場合又は特支二種免許状に当該領域追加が受けられる場合を含む。）は、二種免許状に必要な単位数は、既に修得したものとみなします（規則第10条の2第4項）。

また、一種免許状に領域追加を受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を取得するため又は当該領域追加を受けるために修得した科目の単位数は、一種免許状に領域追加を受けるための単位数に含めることができます（二種免許状に当該領域追加を受けるための必要単位数が上限となります）（規則第10条の2第5項）。

### 【第3欄の科目】

領域追加により、領域追加を受ける免許状の第3欄の必要単位数（次表）に不足が生じる場合は、第3欄の科目を新たに修得する必要があります。

なお、領域追加を受ける免許状が特別支援学校教諭免許状の創設前の盲、聾又は養護学校教諭免許状の場合は、第3欄の必要単位数の不足は生じません。

### 【第3欄の必要単位数】

領域追加を受ける 免許状	区分 根拠規定	二種		一種	
		法別表第1	法別表第7	法別表第1	法別表第7
第3欄の必要単位数		3	2	5	2

#### 第3欄の必要単位数について

（例）特支一種免許状（聴覚領域・知的領域・肢体領域・病弱領域）を法別表第1で取得し、その免許状に視覚領域の追加を受ける場合（第3欄の必要単位数は5単位）

- ① 特支一種免許状（聴覚領域・知的領域・肢体領域・病弱領域）を取得した際に修得した第3欄の単位数（当該免許状を取得した際の「学力に関する証明書」の再発行を受けて確認してください）

		例1	例2
第3欄	視覚領域	1	1
	重複・LD	4	5



視覚領域の追加を受けると、視覚領域の単位を第3欄でカウントできなくなり、第3欄の単位が不足するため、不足分の単位の修得が必要。

「重複・LD」を5単位修得済の場合は、第3欄の単位は不足しません。

- ② 領域の追加を受ける際に新たに修得が必要な第3欄の単位数

		例1	例2
第3欄	重複・LD（※）	1	なし

※ 事例では、領域の追加により5領域全てが揃うため、新たに修得するのは「重複・LD」だけとなりますが、免許状に定める領域以外の領域があれば、当該領域の科目でも可。